

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、下記のとおり公告する。

平成27年5月11日

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 沼田 俊治

記

1. 入札に付する工事の内容

- (1) 件名 特別養護老人ホーム白鳥ハイツ2階改修工事
- (2) 工事場所 室蘭市白鳥台4丁目8番1号
- (3) 仕様等 設計図書指示のとおり
- (4) 工期 着手の日より平成27年7月31日(金)まで

2. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者。

- (1) 平成27・28年度室蘭市競争入札参加資格者名簿に工種「建築工事」で登録がある者。
- (2) (1)の工種における等級各付けが「A」ランク又は「B」ランクである者。
- (3) 室蘭市内に本店を有している者。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事に対応する許可業種について、許可を受けてから営業年数が2年以上経過していること。
- (6) 建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できること。
- (7) 現場代理人及び現場警備員を工事現場に専任で配置できること。

3. 入札参加申請書等の提出期間及び場所

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に、次の書類を添付して提出すること。

ア. 制限付一般競争入札参加申請受理票

イ. 配置予定技術者調書（同様の内容が記載されていれば、独自の様式も可）

(2) 提出期間

平成27年5月11日から平成27年5月20日まで。

（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで。）

(3) 提出場所

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 本部事務局

室蘭市本町2丁目2番11号 電話番号0143-23-4005

（室蘭市室蘭市保健福祉部分庁舎1階）

(4) 提出方法

持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

(6) 提出書類の様式の入手方法

(3) の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの社会福祉法人室蘭福祉事業協会ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://muroran-fukushi.com/>

(7) その他

ア. 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 提出された申請書及び資料等は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

5. 設計図書

設計図書の配布は、次の期間、場所で行う。

(1) 配布期間

平成27年5月11日から平成27年5月20日まで。

(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時15分まで。)

(2) 配布場所

①社会福祉法人室蘭福祉事業協会 本部事務局

室蘭市本町2丁目2番11号 電話番号0143-23-4005

(室蘭市保健福祉部分庁舎1階)

6. 現場説明の日時及び実施場所

(1) 日 時 平成27年5月14日午後2時00分

(2) 場 所 社会福祉法人室蘭福祉事業協会

特別養護老人ホーム白鳥ハイツ (室蘭市白鳥台4丁目8番1号)

7. 設計図書に関する質問の受付

設計図書に関する質問は、6の現場説明の時に受け付ける。

8. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時 平成27年5月22日(金)午後2時00分

(2) 入札執行場所 室蘭市保健福祉部分庁舎 1階会議室

室蘭市本町2丁目2番11号

(3) 入札方法

ア. 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

イ. 制限付一般競争入札参加申請受理票(受付印押印済みのもの)又はその写しを入札開始前に提出すること。

ウ. 入札回数は、2回までとする。ただし、第1回目の入札において入札辞退者、入札遅参加者及び無効の入札をした者は、第2回目の入札に参加できない。

エ. 入札金額は、総額で記載すること。

オ. 2回で落札しない場合は、最低入札者と随意契約を行う場合もある。

9. 入札心得等

- (1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は封筒に入れて提出すること。
- (3) 次に該当する入札は、無効とする。
 - ア. 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
 - イ. 記名押印のない入札書
 - ウ. 金額を訂正した入札書
 - エ. 入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をした時
 - オ. 記載事項が不明確な入札書
 - カ. 入札に関し、不正、不穩当の行為があった者のした入札
 - キ. その他、入札に関する条件に違反した場合
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の中止等
 - ア. 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札の延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
 - イ. 落札の日から7日以内に契約を締結しない時は、この落札を取り消す。

10. 契約

予定価格以下の最低価格提示者と契約を締結する